

## 美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子炉設置変更許可の概要

## ○変更理由および内容

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が施行され、使用済燃料の再処理等の実施の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されたことから、「使用済燃料の処分の方法」について、拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した国内再処理事業者において再処理を行う等の記載内容に変更する。

## (高浜発電所 3、4号機の例)

| 分野          | 変更前  | 変更後（平成28年11月2日許可）   |
|-------------|--|---|
| 使用済燃料の処分の方法 | <p>使用済燃料は、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</p> <p>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。<br/>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</p> <p>海外において、再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に委託することとし、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受けることとする。</p> | <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取り扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> |

## 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律※（改正後）の概要

※平成28年5月11日成立、5月18日公布、10月1日施行

- ① 事業に必要な資金の安定的確保（拠出金制度の創設）
- ② 再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制の整備（認可法人制度の創設）
- ③ 再処理等事業全体のガバナンス（統治）を強化（認可法人の運営への国の一定の関与等）

